



パワーハラスメントと 言われたらどうしますか!?



～なんでもかんでもパワハラにされたら困ります！～

問題の背景

ハラスメントとは、端的にいいますと、「嫌がらせ」という意味になります。

少々堅苦しい話からはじめますが、日本国憲法には「幸福追求権」「人権」のような考え方の条文があります。

従って、警察が刑事事件を起こした国民を逮捕するにも、捜査するにも、こうした人権に配慮して職務を執行する責任があります。また逮捕した被疑者を検察官が取り調べをするときには、あなたには黙秘権がある、ということを被疑者に取り調べの前に伝えます。

少し事例を出しましたが、このように人権に配慮する職務遂行をすることが、法令上求められます。

この考え方は、国民同士、あるいは、契約者同士でも同じです。

ハラスメントの問題も、根本は人権配慮です。労働契約(雇用契約)によって、事業主と労働者は契約関係にあります。特に、事業主は、指揮命令権を有しますが、同時に職場環境配慮義務を遂行しなければなりません。この職場環境配慮義務とは、例えば、禁煙の制度を設けなければならない、妊娠中の女性には本人が希望すれば、軽微な仕事を充てる配慮しなければならない、身体の障害をお持ちの方には、移動しやすい職場環境を提供しなければならない、などのことを指します。

そして、近年話題かつ紛争が増発しているハラスメントについては、防止しなければならない義務を負っています。

労務管理上の留意点

まずは、下記の3点を速やかに職場でご確認下さい。

①ハラスメントを起こさないように、周知し、啓発する

→事業場内に、ハラスメント防止啓発のチラシなどは掲示されているでしょうか？

②管理体制を整える

→相談を誰が受けれるのか、相談受付シートはあるか、外部の第三者相談機関は定めているか、相談を受ける個室があるかなどあらかじめ整備されているでしょうか？

③事件が起きてしまった場合には、適切な対応をする

→まずは、被害を受けた側からヒアリングし、その後相手方からの事情を聴取する、一人最大で30分まで、委員会を開いて事案を検討するなど手順書があるでしょうか？

こうした準備を今一度点検して下さい。



本当にパワハラ？

一方で、「適正な範囲内の業務指導」をしたにもかかわらず、部下が「パワハラだ！」と騒いでいて困っている…という相談も多く寄せられます。このように言われると、上司としては、必要な育成指導ができません。委縮してしまい、適正な指揮命令権が発動できなくなります。これでは、会社の教育指導機能が低下してしまいます。

そこで、こうした事案が上がってきたときには、

①まずは、苦情を申し上げたい側の事情を真摯に聞く（個室で、プライバシーに配慮）、相談シートに記録をする

②次に、相手方の言い分を聞く（上記同様で、論点を整理しながら。決して「パワハラをやったな！」などと叱責などしないようにして、本人に多めに発言させる。部下の心象や、普段の仕事ぶりも聴取する。）

③双方の言い分が聴取できたところで、複数人による委員会を開く（当事者の所属する部の所属長や、人事担当者、取締役、社労士など外部第三者など複数で。）

④判断の結果を伝える。（双方にねぎらいの言葉をかけながら、過去のことに固執せず、未来に向かって改善していく旨を伝える。できれば、二人の関係に仕切りがある状態を取り除くため、両者を対面させて、社長や取締役から言葉掛けを行う。単なる書面での通知で終わらせると、気持ちが伝わらないし、しこりが双方に残るため、留意する。）

実は、パワハラではない！？というケースはいっぱいあります。しかし、ほったらかしにするのではなく、事案を検討し結論を伝えて下さい。例えば、申立した従業員に対しても、「実はね、今回の件、ハラスメントには当たらないんだって。しかし、”なぜメモを取らないんだ！それくらい自分で気づけ！”と上司が言った言い方がきつかったりした点は悪かった。その点は今後改善させるから。君もしっかりとメモを取って、上司を安心させてあげてね。」といった感じです。昔のように「俺の背中を見て覚えろ！」ではなく、現代は、穏やかで丁寧な教育指導という時代です。意識を変えて、ハラスメントと言われないように労務管理をお願いします。